

## 「法律の概要説明」

藤谷英樹 日本労働者協同組合連合会センター事業団 埼玉本部本部長

ワーカーズコープセンター事業団埼玉事業本部の藤谷と申します。よろしくお願ひいたします。私たちは法制定以前から「労働者協同組合」と自らを位置付け、事業を行って参りました当事者団体でございます。本日はそのような立場から、新しくできた労働者協同組合法について概要説明等させて頂くことになっております。宜しくお願ひいたします。

私たち同様、協同労働で働く組織や人々が存在しております。

次のスライドですが、埼玉では2つの組織があります。一つは私どもセンター事業団です。もう一つ、後ほど実践報告をしていただきます、ワーカーズコレクティブさんも、埼玉で長らく活動をしてきております。

ワーカーズコープは40年の歴史がありまして、次のスライドになりますけれども、失業当事者の運動から出発しております。ここにあるような経緯を経て現在に至っております。

いづれにしましても、労働者協同組合を定めた法律がなかったため、企業組合法人や特定非営利活動法人という法人格を取得して事業活動を行って参りました。ただ、その中で共に生き、共に働く地域づくりを、ということで、これを「協同労働」という働き方で実現していこうということで取り組んでまいりました。私たちもこれから（協同労働組合への）移行手続きに入って参ります。

続きまして、労働者協同組合と協同労働についてです。先程大高先生がお話をしていただいておりますので、簡単にまとめさせていただきます。

私の報告の中で、お配りしてあるお手元の資料と若干順番や違うところがありますが、内容は一緒です。スライドは若干少なくなっていますが、資料として手元の資料は活かさせていただけるかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

ここに「一般的な働き方 私達の働き方」と書かせていただいておりますが、私たちがこの法律がない時代に、外部の皆様説明をする時に使わせていただけてきた図なんですけれども。一般的（な働き方）ではこの出資をする、これを株式会社で言いますと投資家、株主の方。そして経営を任されている役員の方々。そしてそこで働く従事者、労働者の方々。この3つが分離している働き方になっております。

私たちは、これをみんなが労働し、事業に必要な資金を持ち寄って仕事を起こす。そしてその経営にみんなが参加するという、この3つが合わさった働き方だというように、長く説明をしてきました。

いずれにしても、どちらの働き方も事業を行って、利益を出すという事業活動をする  
ことには変わりはないですけれども、この目的の違いということが書かれています、この協同  
労働によって新しい仕事を作っていく、そしてその仕事は地域社会の役に立つというこ  
とにこだわって参りました。

株式会社や企業につきましては、競争原理に基づく営利の追求ということで、少しでも利益  
を残し、その中で株主に配当し、そして新たな投資を呼び込んで、大きくなっていくとい  
う事業活動をやっているわけですが、そういった違いがあるということです。

そして、この労働者協同組合で大切にしていることを、次のスライドに書かせていただい  
ております。6つあります。

1つは、出資して組合員となって働くということ。これは一人一票という対等平等の関係の  
基礎のシステムであるということと、もう一つ大事なのは一人ひとりが経営を自分ごと  
に考えていくということになります。

そして2つ目、よい仕事の追求ということでは、力を合わせて利用者や地域の必要に応え  
る仕事をつくっていくということにも繋がります。

3つめ、全組合員経営ということで、経営は自分ごとということにつながるんですけど、  
やり方を自分たちで決定し経営をみんなで担っていくということです。

そして(4つ目)、先程も出てまいりましたが、話し合いを大切に。対話を大切に弱さ  
や違いを認め合い、お互いを活かし合うということです。

そして、5番目にまずはやってみるとのこと。失敗や苦勞の経験から学んで成長していく  
ということを意味しております。

最後(6番目)、利用者や住民とともにということ、その事業を利用されている方や家族  
の方、そして地域の住民の方、これはやはり共に暮らしと地域をつくる仲間である、皆が当  
事者であるということ、この協同労働というのは働く者たちだけの協同労働ではないと  
いうことが、ここで謳っていますが、そのようなことを大事にしてやって参りました。

次のページには、協同労働の協同組合の原則というものを打ち立ててやってきております。  
協同組合においては明文化された理念がどこの組織にもあるわけですが、私たちも  
話し合いをしてみんなで合意形成をする拠り所になるものとなっています。みんなのバラ  
バラな意見は当然出てくるのですが、それを皆でまとまっていこうとした時に、どこを拠  
り所にするのかということでは、この原則に立ち返って、常に考えて話し合うことを繰  
り返してきております。

続きまして協同労働の働き方について。これも先程から出ておりますので、簡単に触れさせ  
ていただきます。書かれている通り当事者主体ということ、そして良い仕事をしていくとい  
うこと。この良い仕事は、この3つの協同と私たちは呼んできました。働く者同士の協同と、

利用する方々や家族との協同、そして地域の人たちとの協同という3つの協同。最近では、これは非常に大事なことです、すべての命という観点で、自然界との協同も大事なことだと思います。そういったことを大事にしながら、まちづくりの協同組合ということでやってきたこの40年間でした。

この労働者協同組合法制定に至る経緯について。次のスライドになるかと思いますが。この埼玉で大事なところでは、2007年に北本市議会で、「この法律を早期に制定して下さい」という意見書の採択を市議会で行った。これが全国で初めてのことなのですが、このことから火が点いて、全国に意見書の採択が広がっていきました。

それで、翌年6月の埼玉県議会。これは県議会として全国初の採択が出され、最終的には県議会も含めて64議会すべての所で採択されました。埼玉が全国で一番最初だったということになりますと、古くから私たちセンター事業団の活動もありましたし、協同組合間の連携であったりだとか、労働者福祉協議会さんとの労働運動との連携であったりと、そのような広がりが埼玉では古くからあり、この法律をこれから推進していく上でも、非常に土壌があるのではないかと期待をしているところです。

2010年以降、長らく（法制化についての）議連も休止状態になり、この法律についての動きが止まってしまったこともあったんですけど、東日本大震災以降、この地方創生であったり、一億総活躍といった政策が次々に打ち出され、そこそ協同労働、労働者協同組合という親和性が非常に大事にされるようになり、与党のワーキングチームの設置から始まり、超党派での議連ができ、そしてこの2020年12月4日の法成立ということで、ここでは全党全会派が一致をして、この法律が今の日本の社会に必要なだと認めて頂けたことが、非常に大事なことだと思っています。

次に法律の概要に移らせて頂きます。この法律の第1条で非常に簡潔かつ的確に書かれています。

3つのポイントになりますが、前段のところ、このワークライフバランスとディーセント・ワーク、働きがいある人間らしい仕事、もしくは尊厳がある労働と言われていますが、それらについての現状認識として、必ずしも今この日本の中で働く現場の状況がそういったことが大切にされているのかという問題意識が共有されたということ。

そして、2つ目でこの労働者協同組合の基本原則と言われますが、出資をして働く、働く人皆の意見が反映された経営、出資をした組合員は事業に従事するという、この3つが基本原則となっているわけです。これらが、他の色々な団体法と明らかに違うということを決定づけているところであり、大事なところだと思います。

そして、労働者協同組合は多様な就労機会の創出を促進し、地域における多様な需要に応じ

た事業が行われていくといったことが目的となっています。そして更に、それが実現されていくことによって、究極の目的である、持続可能で活力ある地域社会が実現されるのだというように、非常に明確かつ、力強く謳われている条文だと思っております。

これから色々な団体の皆さんが新しく労働者協同組合を設立し、一緒に取り組んでいくということになるのが非常に楽しみであります。

次のスライドです。「出資・意見反映・事業従事」の3つの原則が基本原理ですが、ここに加えて「持続可能で活力ある地域社会の実現に資する」という、この目的の中に地域性をこの法律の中で謳ったということも、非常に大切な部分か思います。

続いて次のスライドになります。先程もありましたけれども、三原則の中で出資をする、事業に従事するというのは、いわばシステマ的なことですが、この「意見反映原則」というものをどのように実現させるのか。これがやはり労働者協同組合を立ち上げて、経営をしていく上では非常に重要であり、難しい部分であるかなというように感じております。法の解釈としては、このように共益権の行使と言う形で経営参加が認められている協同組合組織だということですし、組合員の意見を事業運営に反映させることをきちんと定款に記載をしていかなければいけない。そういった厳しい縛りがあるということですが、これをどのように考えるのか。私たちのやってきた協同労働という働き方の経験から申し上げますと、大高先生が言われた通り難しいことなんですね。本当にそうだなと思いました。よく私たちは「対話を大事にします」と言いますが、対話をすればするほど、対立や矛盾や葛藤が深まっていくものでありますし、そういった状況を乗り越えて一つの目的に向かって合意形成をしなければいけないということなんです。「完成形のない協同労働の働き方」と私たちはよく話しているんですが、完全ではないにしても、少しでも高めるためにどう取り組むのかということ、常に学び合いながら、取り組んでいくところです。

続きまして、次のその他のポイントに移ります。幾つか重要なところがあるかと思えます。まずは3人以上の発起人による届出で設立が可能ということです。これは準則主義と呼ばれますけれども、これは地域に必要な時に、必要な仕事を起こしていけるという、そういうことでなければ意味がないのではないかとこの届出制になったことは非常に良かったと思います。

そして、従事するものは組合と労働契約を締結する。これはすべての労働法が適用されるということで、これも非常に大事なところです。

そして、行う事業の領域も制限がない。ただ一つだけ労働者派遣業は制限されています。これは(労働者派遣業の仕事の形式が)派遣先の指揮命令に従ってやる。その中に働く上で、意見反映を行う場面がないということになりますので、従ってこの法律が適用できないということです。

そして、剰余金がある場合は、法定準備金や就労創出積立金、教育繰越金というものが義務付けられているということ。

そして、次の積立後、従事分量分配は可だけれども、出資に対する配当は認められない。こういったことによって、非営利性が担保されているということです。

所轄官庁につきましては都道府県知事ですが、連合会については厚生労働省だということです。

そして、出資者の 4/5 は働く人でなければいけない。そして働く人の 3/4 は出資をした組合員でなければいけないということです。

企業組合や NPO 法人からの移行措置が規定されているということ。

そして最後に、法律の施行は成立から二年以内、ということでこの 10 月 1 日ですが、5 年後に見直しがされるということになっています。

続きまして、法が成立した後の状況についてお話させていただきます。国会や厚生労働省関連ですけれども、大きくはこの 6 月通常国会の中で、法律がまだ施行されていないんですけれども、改正がありました。それは非営利性が決定された労働者協同組合の認定制度を創設して、税制上の措置を講ずることになったということです。これは特定労働者協同組合というものを定義付けたということになります。

次のスライドですが、特定労働者協同組合につきましては、画面にある①から⑥までの認定基準をクリアすることによって、NPO 法人と同等の税制上の扱いになることになります。全国の拡がりというところで、厚生労働省の相談支援及び周知広報等に係る事業が開始されました。そして本年度、複数の自治体が労働者協同組合法の推進のための予算措置を行い、それぞれ事業を行っています。埼玉県もその一環として今日の説明会があるわけですけれども、他に東京都、大阪府、福岡県、徳島県、京丹後市などが同様にこの事業を行っているとのことです。

一方で、全国でこの労働者協同組合に関心のある市民の方々、団体の方々が集って、協同労働推進ネットワークを作ろうという動きが、全国で活発に行われております。埼玉県でもこの 6 月 4 日に設立総会を開催し、立ち上がっております。横の広がり、更にこの労働者協同組合を推進していこうというものです。

続きまして、埼玉県の法成立後の状況です。埼玉県では法律が国会で成立した 4 日後の 12 月 8 日に、埼玉県議会で大野知事が労働者協同組合方について答弁されました。非常に積極的に取り組んでいくという、力強いお言葉を頂いたことが印象的です。そこから始まって、今のこのような動きになっていると考えております。埼玉県内では色々と地方議会での各議員の方々の学習会が開催されるなど、議会などでも色々な動きが生まれてきているということです。私たちも当事者団体として少しでも推進していきたいということで、各自治体

首長との懇談、もしくは担当部局との懇談を継続して実施してきておまして、今日現在 26 の市町村の首長さん、そして 34 の自治体の部局との懇談が行われてきております。そういった状況で今日に至っているということです。

続きまして社会的な期待ですが、全党全会派の賛同による議員立法ということ、また法律に先行して私たちの 40 年の取り組みが色々と意見として取り入れていただいた法文になったということ。そしてこの法文を作成するにあたって、私たちの現場に議員さんや、法制局の方、そして厚生労働省の方たちが現場を訪れて、いわゆる他の働き方と協同労働の働き方の違いを色々と質問して頂いたり、視察をしていただいたりしたことが非常に大きかったと感じているところです。

今の社会の情勢の中で色々な危機や困難がある中で、こうありたいという願い、暮らし、地域の未来を自分たちの手で作り出していくということでの期待が高まっていると、色々な方たちとお話する中で感じています。

次のスライドですが、(協同労働は)柔軟に地域づくりに活かしていけるということですね。

次のスライドですが、こういった新しい労働者協同組合で、公共の事業を担うことによって、今までにない新しい可能性が生まれてくる。市民自身が自分たちの手で豊かにしていくために、この政策を推進していただけるよう、この労働者協同組合の位置づけを呼びかけているところです。

次のスライドですが、各地から設立などに関する相談が寄せられております。埼玉県でも周知がはじまったばかりという段階ですが、30 件近いお問い合わせや相談があり、実際に向いてお話をさせていただいたところもいくつかございます。

色々な分野に分かれるかと思いますが。一つは既存法人、NPO 法人や株式会社などから寄せられる関心であったり、一番多いのは地域住民における立ち上げ、仕事づくりとまちづくりということのテーマでの関心、自治組織や支援組織からの関心、そして事業継承であったりとか、多様な事業分野からの関心といったところです。中には歯科診療所を経営している所が、この働き方を取り入れたいというようなことも出てきております。このように、多様な当事者による労働者協同組合の立ち上げといったことが出てきておりますが、まだまだ色々な立ち上げのニーズがこれからも出てくるのではないかと考えております。

次のスライドですが、これは実践事例で、これは後ほど読んでいただければありがたいですが、大都市の中では既存の事業の中から立ち上げた仕事ということではなく、いわゆる市民活動とか私たちは社会連帯の活動なんて呼んでいるんですけども、そういった活動の中で

生まれてきた新しい仕事おこしの実践の事例が、ふじみ野のそらまめという事業所の事例になっております。

今、当事者団体としまして、この「仕事おこしフォーラム」「まちづくり講座」ということを各地で開催しております。実感するのは、今までこういった市民活動とか地域の色々な自治会といった活動に参加したことがなかったという方たちが沢山いらっしゃって、そういった方々が、定年後こんなことをしていきたいとか、こんな地域になったらいいなという風に考えているだとか、こんな課題があつてといったことがたくさん出てきて、それらをできるところから何かしたい、と考える人たちが沢山いるということを学ばせて頂きました。そのような方々で今までつながってなかった人たちが集まった時に、新しい労働者協同組合が生まれてくる、そんな可能性を非常に実感しているところでございます。

次のスライドですが、先程のネットワークの話も出ております。ここにこの2つの講座に取り組む理由とネットワークの役割も書かせていただきました。次お願いします。

今日はこの一番上の説明会なんですけれども、今後10月から12月に地域ごとに実践のセミナーを行い、さらに踏み込んだ色々な話をさせていただく予定です。また、参加された方同士で、ワークショップで色々な話もできればいいなと思っています。

その後、特に来年度、新年度に向けて、新しく立ち上げや設立をしたいとかと考えている人たちのための個別の相談会も1月から2月にかけてこのように行うことを考えているところでございます。

駆け足になりましたが、そういった法律の中身であり、可能性が非常に感じられると、私たち今までやってきた者としても考えているところでございます。私達の現場を見学したいとか、話を聞きたいということは随時受け付けておりますので、是非埼玉事業本部にご連絡いただければ、対応させていただきたいと思っております。私からは以上になります。どうもありがとうございました。